

氏名(本籍)	野城尚代(東京都)		
学位の種類	博士(法学)		
学位記番号	博乙第2212号		
学位授与年月日	平成18年4月30日		
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当		
審査研究科	ビジネス科学研究科		
学位論文題目	職業生活と家庭生活の両立支援法制の理念と構造 - 育児休業・介護休業法に対する米国FMLAからの示唆の検討 -		

主査	筑波大学教授	法学士	江口隆裕
副査	筑波大学助教授	学士(法学)	川田琢之
副査	筑波大学教授	法学士	平林英勝
副査	筑波大学助教授	法学士	大淵真喜子
副査	専修大学教授	法学修士	渡辺章

論文の内容の要旨

本論文は、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）」（以下、「育児休業・介護休業法」という。）と米国の Family and Medical Leave Act of 1993（以下、「FMLA」という。）について、職業生活と家庭生活の両立支援という観点に立って比較法的研究を行うことにより、少子化が進行するわが国において喫緊の課題となっている育児休業・介護休業法制のあり方に関する提言を行おうとするものである。

第1編では、その第1章において、職業生活と家庭生活の両立支援法制を必要とする両国の状況を比較検討し、両国ともに、働く既婚女性が増加しているが、育児や介護という家族的責任は女性が担う場合が多いこと、女性労働者・男性労働者という性別による枠組みを超えた、育児や介護という家族的責任を有する労働者という枠組みを基に雇用条件や社会保障のあり方を考えることが重要であることなどを指摘した。第2章では、日米両国において本格的な育児休業・介護休業法制が制定されるまでの、職業生活と家庭生活の両立支援法制の整備状況を概観している。

第2編では、日本における育児休業・介護休業法について詳細な検討を行っている。第1章において、国会における議論も含めた立法過程、さらには直近（2004年）の法改正まで検討し、第2章では、育児休業・介護休業法の内容について検討を行っている。その上で、育児休業・介護休業法は、母性である女性労働者を保護するという考え方を転換し、家族的責任を有する労働者を保護するものとして、性を超えた概念を創設したことを明らかにしている。

第3編では、米国のFMLAについて詳細な検討を行っている。第1章ではその立法史を、第2章ではその内容を検討し、さらに第3章では、休業取得のための要件念である「重篤な健康状態」及び原職復帰の問題について、判例や労働省規則をも素材として詳細なFMLAの解釈論を展開している。

以上の検討を踏まえた上で、「総括と提言」と題した結章では、米国FMLAの比較法的検討から得られたわが国の育児休業・介護休業法制に対する提言として、以下の指摘を行っている。すなわち、第一に、介護休業における要介護状態の判断基準につき、労働不能日数や医学的治療の回数を規定することにより、乳

幼児や成人にもあてはめ、そして客観的な把握を可能とするよう改正すること、第二には、原職・原職相当職への復帰については、原職配慮義務規定を設けるとともに、原職・原職相当職の判断基準を明記することである。

審 査 の 結 果 の 要 旨

本論文は、米国のFMLAを比較の対象として取り上げ、わが国の育児休業・介護休業法制のあり方について、家族的責任を有する労働者に対する職業生活と家庭生活の両立支援法制という観点から検討を行ったものである。特に、FMLAについては、立法過程、立法内容のみならず、労働省規則さらにはFMLA下の判例も含めた詳細な検討を行っており、日本の育児休業・介護休業法よりもFMLAが対象とする休暇事由の範囲は広く、育児休暇と介護休暇（看護休暇的な取得も含む）、日本の産前・産後休業、本人自身の疾病休業を合体させた法律であること、その理由として、FMLAは、妊娠差別禁止法をベースとし、性に中立であることが特に意識されていることを明らかにしている。その上で、介護休業の要件である「要介護状態」と、原職（原職相当職）への復帰の保障に焦点を当てて上記提言を行っている。

育児休業・介護休業法制と米国のFMLAを、性に中立に男女労働者に休暇の権利を付与し、雇用の継続を図り、中・長期的に男女の雇用機会均等（平等）を図るという共通の考え方で鳥瞰した本論文は、育児休業・介護休業法制に関する日米両国の異同を詳細に論じており、その学問的価値は高いものがある。また、少子化対策の必要性が叫ばれる今日、比較法的研究によって導き出された上記提言は、学問的知見に裏付けられ、かつ、時宜を得た有益なものと評価できる。

今後の課題としては、解雇が原則自由な米国と、解雇権濫用の法理によって解雇が著しく制限されているわが国とでは、休業権や原職復帰の前提となる解雇さらには労働契約に関する基本的な考え方が異なっており、これらに関する両国の相違を明らかにするなかで育児休業・介護休業法制のあり方を論じることができれば、より学問的に示唆に富む研究成果が期待されるものである。

よって、著者は博士（法学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。